

事 務 連 絡

平成 31 年 4 月 24 日

各施設等設置者・運営者 様

大阪市こども青少年局
保育施策部指導担当課長

平成 31 年度指導監査にかかる児童福祉施設等調書及び関係書類の提出について（依頼）

標題について、次のとおりご提出いただきますようお願いいたします。

なお、ご提出いただいた調書等は、大阪市情報公開条例に基づき、公にすることにより
正当な権利、利益を害するおそれのある法人及び個人に関する情報を除き情報公開の対象
となります。

記

- 1 対 象 児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、認可保育所、
幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、
小規模保育事業A型、小規模保育事業B型、小規模保育事業C型、
家庭的保育事業、小規模型事業所内保育事業
- 2 提出書類 別紙1「児童福祉施設等調書及び関係書類について」のとおり
※調書の様式等については、別紙2「調書等の様式のダウンロード方法に
ついて」を参照し、大阪市ホームページから必要な様式をダウンロード
して作成してください。
- 3 提出期限 平成 31 年 7 月 1 日（月曜日）厳守してください。

4 提出方法 **書面**にて**郵送**または**持参**してください。(データ送信不可)

※書類の提出にあたっては、提出書類チェックシート（別紙4-①～④）にて提出書類がもれなく準備されているか確認し、提出書類チェックシートも合わせて提出してください。

なお、チェックシートは会計基準等により種類が異なりますので、該当するチェックシートを使用してください。

5 提出先

郵送の場合

必ず大阪市役所**地下1階**の**指導・監査グループ**に届くよう、次の宛先にお願いします。(別紙3 書類送付用宛名用紙を同封しています。)

また、封筒には「**指導監査施設調書及び関係書類**在中」とご記入ください。

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20

大阪市こども青少年局保育施策部保育企画課

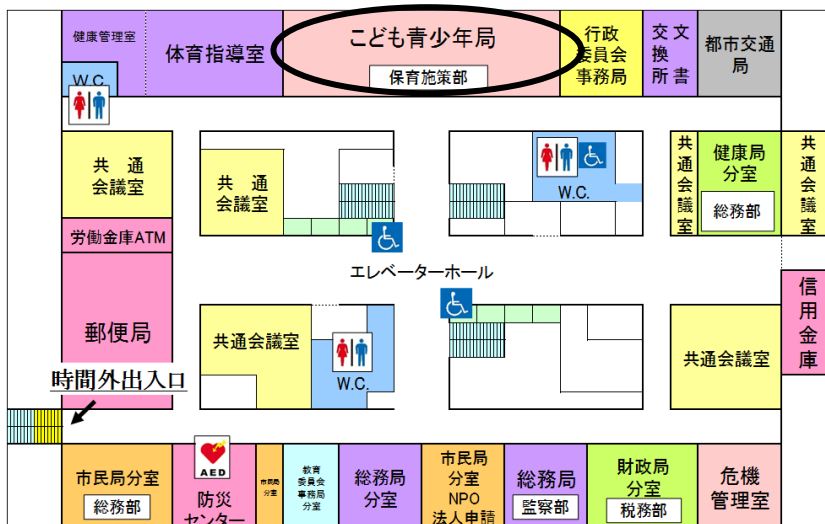
指導・監査グループ（地下1階）

持参の場合

必ず大阪市役所**地下1階北側**の**こども青少年局保育施策部保育企画課指導・監査グループ**までご持参ください。

なお、こども青少年局の他の担当への提出書類を合わせて持参された場合でも、お手数ですが**指導監査施設調書及び関係書類**の提出は、**指導・監査グループ**までご持参ください。

【大阪市役所 地下1階フロア図】 ↓こちらに提出してください



【お問い合わせ】

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20

大阪市こども青少年局保育施策部保育企画課

指導・監査グループ（地下1階）

TEL 06-6208-8335

担当：細田・深見・芳野・尾上・岡田・古瀬・山田

児童福祉施設等調書及び関係書類について

すべて書面にて提出してください。(データ送信不可)

★は、大阪市ホームページよりダウンロードできます。

【児童福祉施設等調書】

対象園及び施設	名称
大阪市所管の児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設	児童養護施設・乳児院・母子生活支援施設 施設調書 ★
大阪市内で運営している認可保育所	保育所調書 ★
大阪市内で運営している幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園	認定こども園調書 ★
大阪市内で運営している小規模保育事業A型、小規模保育事業B型、小規模保育事業C型、家庭的保育事業、小規模型事業所内保育事業	家庭的保育事業等調書 ★

【関係書類】

項目	関係書類
<input type="checkbox"/> 職員処遇関係	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 給与規程 ※ 平成 30 年 10 月以降の新設園及び前年度提出時から内容に変更があった園・施設が対象です。労働者が常時 10 人未満であっても、給与規程を作成している場合は提出してください。 ➢ シフト表 (平成 31 年 5 月分)
<input type="checkbox"/> 教育・保育関係 (児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 全体的な計画 (保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく計画) ➢ 重要事項説明書 ➢ 入園のしおり
<input type="checkbox"/> 給食関係 (母子生活支援施設を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 食育年間計画 ➢ 献立表 (平成 31 年 4 月分の以下の書類) <ul style="list-style-type: none"> ① 児童 1 人分の分量が記載されているもの：乳児 ② " " " " : 幼児 ③ 離乳食の献立表 (段階別) ➢ 給与栄養量表 (平成 31 年 4 月分)

□決算書類等

【社会福祉法人会計基準による会計処理の場合】

<p>平成 30 年度分</p> <p>※平成 31 年度 新規開設園・施設は提出不要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 拠点区分資金収支計算書（第一号第四様式） ➤ 拠点区分事業活動計算書（第二号第四様式） ➤ 拠点区分貸借対照表（第三号第四様式）又は、サービス区分別（施設区分別）に貸借対照表を作成している場合、当該施設にかかる貸借対照表 ➤ 拠点区分の注記（別紙 2）又は、拠点区分が一つの場合、法人全体の注記（別紙 1） ➤ 財産目録（別紙 4）又は、サービス区分別（施設区分別）に財産目録を作成している場合、各園・施設にかかる財産目録 ➤ 拠点区分資金収支明細書（別紙 3 (⑩)） （拠点区分に複数のサービス区分がある場合のみ） ➤ 拠点区分事業活動明細書（別紙 3 (⑪)） （作成している場合） <p>【附属明細書】（作成を省略できるものを除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 借入金明細書（別紙 3 (①)） ➤ 寄附金収益明細書（別紙 3 (②)） ➤ 補助金事業等収益明細書（別紙 3 (③)） ➤ 事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書（別紙 3 (④)） ➤ 事業区分間及び拠点区分間貸付金（借入金）残高明細書（別紙 3 (⑤)） ➤ 基本金明細書（別紙 3 (⑥)） ➤ 国庫補助金等特別積立金明細書（別紙 3 (⑦)） ➤ 基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書（別紙 3 (⑧)） ➤ 引当金明細書（別紙 3 (⑨)） ➤ 積立金・積立資産明細書（別紙 3 (⑫)） ➤ サービス区分間繰入金明細書（別紙 3 (⑬)） ➤ サービス区分間貸付金（借入金）残高明細書（別紙 3 (⑭)）
<p>平成 31 年度分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 各園・施設にかかる予算書
<p>・拠点区分の各計算書類は、各園・施設分のみで結構です。</p> <p>・様式番号は、社会福祉法人会計基準に定められているものを記載しています。</p>	

【学校法人会計基準による会計処理の場合】

※社会福祉法人会計基準による決算書を作成している場合は、前ページの書類を提出してください。

平成 30 年度分	<ul style="list-style-type: none">➢ 資金収支計算書（第一号）➢ 資金収支内訳表（第二号）➢ 人件費支出内訳表（第三号）➢ 活動区分資金収支計算書（第四号）➢ 事業活動収支計算書（第五号）➢ 事業活動収支内訳表（第六号）
※平成 31 年度 新規開設園・施設は提出不要	<ul style="list-style-type: none">➢ 貸借対照表（第七号）➢ 固定資産明細表（第八号）➢ 借入金明細表（第九号）➢ 基本金明細表（第十号）➢ 各園・施設にかかる貸借対照表➢ 各園・施設にかかる積立金・積立資産明細書 ★

平成 31 年度分	➢ 各園・施設にかかる予算書
-----------	----------------

・様式番号は、学校法人会計基準に定められているものを記載しています。

【企業会計基準による会計処理の場合】

※社会福祉法人会計基準による決算書を作成している場合は、前ページの書類を提出してください。

※会計期間は平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までとして提出してください。

平成 30 年度分	<ul style="list-style-type: none">➢ 各園・施設にかかる収支計算書又は損益計算書➢ 各園・施設にかかる貸借対照表※ 流動資産及び流動負債のみの記載で可➢ 各園・施設にかかる積立金・積立資産明細書 ★
※平成 31 年度 新規開設園・施設は提出不要	<ul style="list-style-type: none">➢ 各園・施設にかかる借入金明細書 ★➢ 各園・施設にかかる基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書 ★➢ 認可保育所のうち、「子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理について」（平成 27 年 9 月 3 日府子本第 254 号・雇児発 0903 第 6 号[最終改正]平成 30 年 4 月 16 日府子本第 367 号・子発 0416 第 3 号) の 3 の (2) ①～③の各号に該当する経費がある場合は、その総額及び内訳が分かる明細書

平成 31 年度分	➢ 各園・施設にかかる予算書
-----------	----------------

□保育所の委託費の弾力運用関係	<p align="center">【個人事業主で各会計基準に基づく決算書等を作成していない場合】</p> <table border="1"> <tr> <td>平成 31 年度分</td> <td>➢ 各園・施設にかかる資金収支決算内訳表【個人事業主用】★</td> </tr> <tr> <td>※平成 30 年度</td> <td>➢ 各園・施設にかかる積立金・積立資産明細書 ★</td> </tr> <tr> <td>新規開設園・施設は提出不要</td> <td>➢ 各園・施設にかかる借入金明細書【個人事業主用】★</td> </tr> </table>	平成 31 年度分	➢ 各園・施設にかかる資金収支決算内訳表【個人事業主用】★	※平成 30 年度	➢ 各園・施設にかかる積立金・積立資産明細書 ★	新規開設園・施設は提出不要	➢ 各園・施設にかかる借入金明細書【個人事業主用】★
	平成 31 年度分	➢ 各園・施設にかかる資金収支決算内訳表【個人事業主用】★					
※平成 30 年度	➢ 各園・施設にかかる積立金・積立資産明細書 ★						
新規開設園・施設は提出不要	➢ 各園・施設にかかる借入金明細書【個人事業主用】★						
<p>●認可保育所のうち、「子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理について」（平成 29 年 4 月 6 日府子本第 225 号・雇児発 0406 第 2 号）の 5 の（2）の各号に該当する場合のみ</p> <table border="1"> <tr> <td>平成 30 年度分</td> <td>➢ 収支計算分析表（上記通知 別表 6） ★</td> </tr> </table>	平成 30 年度分	➢ 収支計算分析表（上記通知 別表 6） ★					
平成 30 年度分	➢ 収支計算分析表（上記通知 別表 6） ★						
□認定こども園の外部監査関係	<p>●認定こども園（幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園）のうち、公認会計士又は監査法人の外部監査を受審している場合のみ</p> <table border="1"> <tr> <td>平成 30 年度分</td> <td>➢ 独立監査人の監査報告書</td> </tr> </table>	平成 30 年度分	➢ 独立監査人の監査報告書				
	平成 30 年度分	➢ 独立監査人の監査報告書					

【提出書類チェックシート（別紙 4 - ①～④）】 ★

調書等の様式のダウンロード方法について

- 1 大阪市のホームページ (<https://www.city.osaka.lg.jp/>) にて「暮らし」をクリックする。
- 2 「子育て」をクリックする。
- 3 「教育・保育サービス」をクリックする。
- 4 「事業者向け」をクリックする。
- 5 「平成 31 年度指導監査にかかる児童福祉施設等調書及び関係書類の提出について」をクリックする。

⇒当該ページで様式のダウンロードができます。

<ダウンロードできる様式>

【書類送付用宛名用紙（封筒添付用）別紙 3】

【提出書類チェックシート別紙 4-①～④】

【児童福祉施設等調書】

- ★児童養護施設・乳児院・母子生活支援施設 施設調書
- ★保育所調書
- ★認定こども園調書
- ★家庭的保育事業等調書

※各調書の記載例も当該ページに掲載しています。

【関係書類】

書類様式

- ★積立金・積立資産明細書
- ★借入金明細書（短期運営資金借入金を除く）
- ★基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書
- ★資金収支決算内訳表【個人事業主用】
- ★（参考）勘定科目説明
- ★借入金明細書【個人事業主用】
- ★収支計算分析表

書類送付用宛名用紙

切り取って、封筒等に貼り付けてください。

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20

大阪市こども青少年局保育施策部保育企画課

指導・監査グループ（地下1階）

「指導監査施設調書及び関係書類在中」

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20

大阪市こども青少年局保育施策部保育企画課

指導・監査グループ（地下1階）

「指導監査施設調書及び関係書類在中」